

資料1

興津地区防災機能強化調整会議の取組体制の強化について

- ・ 興津地区防災機能強化調整会議の体制（案）：資料1-1
- ・ 興津地区防災機能強化調整会議規約（変更前後対照）：資料1-2
- ・ 興津地区防災機能強化調整会議規約（案）：資料1-3

資料1-2

興津地区防災機能強化調整会議規約

第1条 名称

本会は「興津地区防災機能強化調整会議」（以下「調整会議」と称する。

第2条 目的

調整会議は、静岡市清水区由比西倉澤から興津東町地区（以下「当地区」）において、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止が長期に及ばぬよう、現状と課題を共有し、今後の防災機能の強化について検討することを目的とする。

第3条 構成

調整会議は、別紙に掲げる委員により構成するものとする。

第4条 座長

- 1 調整会議には座長を置き、座長は静岡県交通基盤部河川砂防局長の職を以てこれに充てる。
- 2 座長は調整会議を進行し、会務を総括するものとする。

第5条 運営

調整会議は、当地区における現状と課題の共有、今後の防災機能強化の対応方針、必要な調査等について関係機関相互の連携による判断が必要な場合、その他必要と認める場合において、事務局の要請により開催する。

第6条 事務局

調整会議の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課に置くものとする。

第7条 雑則

この規約に定めなき事項等については、必要に応じて調整会議の承認を得て定めるものとする。

第8条 附則

この規約は、平成27年3月9日から施行する。

興津地区防災機能強化調整会議規約（変更案）

第1条 名称

本会は「興津地区防災機能強化調整会議」（以下「調整会議」と称する。

第2条 目的

調整会議は、静岡市清水区由比西倉澤から興津東町地区（以下「当地区」）において、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止が長期に及ばぬよう、現状と課題を共有し、今後の防災機能の強化について検討することを目的とする。

第3条 構成

調整会議は、別紙1に掲げる委員により構成するものとする。

第4条 座長

- 1 調整会議には座長を置き、座長は静岡県交通基盤部理事の職を以てこれに充てる。
- 2 座長は調整会議を進行し、会務を総括するものとする。

第5条 幹事会

- 1 調整会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。幹事会は、別紙2に掲げる幹事により構成するものとする。
- 2 幹事会には座長を置き、座長は静岡県交通基盤部河川砂防局長の職を以てこれに充てる。
- 3 座長は幹事会を進行し、会務を総括するものとする。

第6条 運営

調整会議及び幹事会は、当地区における現状と課題の共有、今後の防災機能強化の対応方針、必要な調査等について関係機関相互の連携による判断が必要な場合、その他必要と認める場合において、事務局の要請により開催する。

第7条 事務局

調整会議及び幹事会の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課に置くものとする。

第8条 雑則

この規約に定めなき事項等については、必要に応じて調整会議の承認を得て定めるものとする。

第9条 附則

この規約は、平成27年3月9日から施行する。
この規約は、平成28年 月 日から施行する。

興津地区防災機能強化調整会議規約 (案)

第1条 名称

本会は「興津地区防災機能強化調整会議」(以下「調整会議」と称する。

第2条 目的

調整会議は、静岡市清水区由比西倉澤から興津東町地区(以下「当地区」)において、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止が長期に及ばぬよう、現状と課題を共有し、今後の防災機能の強化について検討することを目的とする。

第3条 構成

調整会議は、別紙1に掲げる委員により構成するものとする。

第4条 座長

- 1 調整会議には座長を置き、座長は 静岡県交通基盤部理事 の職を以てこれに充てる。
- 2 座長は調整会議を進行し、会務を総括するものとする。

第5条 幹事会

- 1 調整会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。幹事会は、別紙2に掲げる幹事により構成するものとする。
- 2 幹事会には座長を置き、座長は静岡県交通基盤部河川砂防局長の職を以てこれに充てる。
- 3 座長は幹事会を進行し、会務を総括するものとする。

第6条 運営

調整会議 及び幹事会 は、当地区における現状と課題の共有、今後の防災機能強化の対応方針、必要な調査等について関係機関相互の連携による判断が必要な場合、その他必要と認める場合において、事務局の要請により開催する。

第7条 事務局

調整会議 及び幹事会 の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課に置くものとする。

第8条 雑則

この規約に定めなき事項等については、必要に応じて調整会議の承認を得て定めるものとする。

第9条 附則

この規約は、平成27年3月9日から施行する。

この規約は、平成28年 月 日から施行する。